

公益財団法人 日本ライフセービング協会

日本代表選手及び強化指定選手に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の日本代表選手および強化指定選手の選考に関する事項および職務を定め、公正なライフセービングスポーツの発展と普及を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程における次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) オープン日本代表

ライフセービング競技規則に定められるオープン競技の適格者で構成される日本代表チーム、その選手個人を「オープン日本代表選手」という。

(2) ユース日本代表

ライフセービング競技規則に定められるユース競技の適格者で構成される日本代表チーム、その選手個人を「ユース日本代表選手」という。

(3) IRB 日本代表

ライフセービング競技規則に定められる IRB 競技の適格者で構成される日本代表チーム、その選手個人を「IRB 日本代表選手」という。

(4) ハイパフォーマンスチーム（以下「HPT」）

ライフセービング競技の強化・育成を目的とするチームであり、選考条件や区分に従い選手選考委員会によって選考された強化指定選手で構成される。

(日本代表選手選任の基準)

第3条 オープン日本代表選手

以下の基準をすべて満たす者の中から、日本代表監督が選任し、選手選考委員会が承認する。

- (1) 本協会の選手選考委員会によって選考された強化指定選手であること。
- (2) 競技開催年の12月31日時点で16歳以上であること。
- (3) 本協会が認定するベーシックサーフライフセーバーまたはプールライフガードの資格を取得し、過去1年以内にパトロール経験があること。ただし、16歳の選手は本協会が認定するBLSおよびウォーターセーフティ資格を取得していること。
なお、本協会が認定する資格が未取得の場合、国際ライフセービング連盟が定める資格に準拠する各国資格を取得済みであれば、本協会が認定する資格と同等とみなす。
- (4) 将来、本協会の指導者資格を取得し、次世代の育成に携わる意志を持つこと。
- (5) 本協会の理念を理解し、ライフセービングの発展に貢献する意志を持つこと。
- (6) 社会的常識を備え、本協会および日本国の代表としてふさわしい行動ができること。

2 ユース日本代表選手

以下の基準をすべて満たす者の中から、ユース日本代表監督が選任し、選手選考委員会が承認する。

- (1) 本協会の選手選考委員会により選考された強化指定選手であること。
- (2) 競技開催年の12月31日時点で15～18歳であること。
- (3) 本協会が認定するBLSおよびウォーターセーフティ資格を取得していること。
- (4) 将来、本協会の認定ライフセーバー資格を取得し、ライフセーバーを志す者。

- (5) 本協会の理念を理解し、ライフセービングの発展に貢献する意志を持つこと。
- (6) 社会的常識を備え、本協会および日本国の代表としてふさわしい行動ができること。

3 IRB 日本代表選手

以下の基準をすべて満たす者の中から、選手選考委員会が承認する。

- (1) 競技開催年の 12 月 31 日時点で一定の年齢に達していること。その年齢は国際ライフセービング連盟（以下「ILS」という）が定める、ILS Competition Rulebook に準じるものとする。
- (2) 本協会が認定する指定の JLA アカデミー資格を取得していること。その詳細は ILS が定める、ILS Competition Rulebook に準じるものとする。
- (3) 将来、本協会の指導者資格を取得し、次世代の育成に携わる意志を持つこと。
- (4) 本協会の理念を理解し、ライフセービングの発展に貢献する意志を持つこと。
- (5) 社会的常識を備え、本協会および日本国の代表としてふさわしい行動ができること。

（強化指定選手選任の基準）

第4条 以下の基準をすべて満たす者の中から、選手選考委員会が選任し、承認する。

- (1) HPT 所属選手は、本協会の選手登録をしていること。
- (2) スポーツ育成委員会の定めるハイパフォーマンスプログラムに賛同すること。
- (3) 所属する加盟クラブの代表者の推薦および承諾を得ていること。
- (4) 日本代表選手として活動する意思があること。

（任 期）

第5条 日本代表選手の任期は、承認の日から該当する日本代表チームの解散の日までとする。

2 強化指定選手の任期は、スポーツ育成委員会の定めるハイパフォーマンスプログラムに記載の期間とする。

（職 務）

第6条 日本代表選手及び強化指定選手は、以下の責務を果たすものとする。

- (1) 目的とする対象大会において、最大限パフォーマンスを発揮し、最高の成績を目指す。
- (2) 日本代表としての自覚を持ち、フェアプレー精神に基づいた行動をとる。
- (3) 本協会の要請に応じ、ライフセービングおよびライフセービングスポーツの普及に貢献する。

（選手の入換え）

第7条 日本代表監督は、必要に応じて日本代表選手を入れ替えることができる。その場合、対象となる強化指定選手の中から新たな日本代表選手を選出し、選手選考委員会が承認する。

（解 任）

第8条 日本代表選手および強化指定選手が、以下のいずれかに該当するときは、選手選考委員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行が困難であると判断されたとき。
- (3) 強化指定選手が、理由もなく競技会・強化合宿への出場や参加が少ない、または競技成績が振るわないとき。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2020年3月14日より施行する。

改正（第2号）は2025年3月14日から施行する。

改正（第3号）は2025年10月31日から施行する。